

標準旅行業約款 (別紙 特別補償規程)

観光庁・消費者庁告示第1号(令和2年4月1日から適用)

第1章 補償金等の支払い

(当社の支払責任)

- 第1条** 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によって身体に傷害を受けたときは、本章から第4条までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金(以下「補償金等」といいます。)を支払います。
- 前項の傷害には、身体外部から有害ガス又は有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときと急激かつ偶然な外来の事故に起因して急激かつ偶然に発生する中絶症状を除きます。ただし、顕微鏡検査申請は含みません。

(用語の定義)

- 第2条** この規程において「企画旅行」とは、標準旅行契約募集型企画旅行契約の第2条第2項及び受注型企画旅行契約の第2条第3項に定められているをいいます。
- この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗務券等によって提供される当該企画旅行に定められた最初の運送・宿泊期間等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊期間等のサービスの提供を受けることを完了した時まで、の期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出たときは、離脱の時から復帰の予定の時までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間又はその離脱した時からは「企画旅行参加中」とはいわれないものとします。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊期間等のサービスの提供を一切受けず(旅行日程の途中で)旅行者が被った損害に対しては、この規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。
- 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
- (1) 添乗員、当社が使用する又は代理人が受任を行う場合は、その受任了時
 - (2) 前項の解釈が行われない場合において、最後の運送・宿泊期間等が、
 - イ 航空機であるときは、乗客のみが目的地までの飛行機内における手荷物の検査等の完了時
 - ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
 - ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗降時
 - ニ 車両であるときは、乗車時
 - ホ 宿泊施設であるときは、当該施設への入場時
- へ 宿泊施設以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。
- 第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
- (1) 添乗員、当社が使用する又は代理人が解散を告げる場合は、その告げ了時
 - (2) 前項の解釈の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊期間等が、
 - イ 航空機であるときは、乗客のみが目的地までの飛行機内からの退場時
 - ロ 船舶であるときは、下船時
 - ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車降車時
 - ニ 車両であるときは、降車時
 - ホ 宿泊施設であるときは、当該施設からの退場時
- へ 宿泊施設以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

(補償金等を支払わない場合一その1)

- 第3条** 当社、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、補償金等を支払いません。
- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
 - (2) 死亡補償金を受け取るべき者の故意。その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、その者が受取るべき金額については、この限りではありません。
 - (3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
 - (4) 旅行者が法令に定められた運転資格を有しない、又は酒に酔って正常な運転ができない状態のまま運転したとき又は原動力が自動車又は船舶に由来する交通事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
 - (5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
 - (6) 旅行者の病態悪化、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
 - (7) 旅行者の転倒、出血、早産、産後又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
 - (8) 旅行者の執行又は拘留若しくは監禁に生じた事故
 - (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政変、暴動、内乱、武装反乱その他これらに類似の事実(この規程においては、群衆を多数者の集団の行動によって、全国又は一部の地区においていっせいに平穏が著され、治安維持上重大な事態を認められる状態をいいます。)
 - (10) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)及び同様にし、若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらによる事故
 - (11) 前号2の事由に隣接して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (12) 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染

(補償金等を支払わない場合一その2)

- 第4条** 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。
- (1) 地震、噴火又は津波
 - (2) 前号の事由に隣接して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(補償金等を支払わない場合一その3)

- 第5条** 当社、次の各号に掲げる事由に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合においては、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれていない場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同様の行為によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払います。
- (1) 旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害
 - (2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行(いずれもを含みます。)又は試運転(性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。)をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車若しくはモーターボートでこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないことも補償金等を支払います。
 - (3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であるか不定期便であるかを問わず)以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

(補償金等を支払わない場合一その4)

- 第5条の2** 当社は、旅行者が死亡補償金を受け取るべき者の各号に掲げたいずれか1に該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、その者が受取るべき金額については、この限りではありません。
- (1) 暴力団員、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当する者又は関係者
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) その反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

第3章 補償金等の種類及び支払額

(死亡補償金の支払い)

- 第6条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円(以下「補償金」といいます。)を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した金額を支払います。

(後遺障害補償金の支払い)

- 第7条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で後遺障害(身体に残された将来において回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その程度により、旅行者1名につき、別表第2の各号に掲げる割合を乗じた額を超えた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。
- 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお回復を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認めて、後遺障害補償金を支払います。
- 別表第2の各号に掲げられている事項については、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく、身体障害の程度に応じて、別表第2の各号の区分に準じて後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の1(3)、1(4)、2(3)、4(4)及び5(2)に掲げる機能障害に至らない障害が生じたときは、後遺障害補償金を支払いません。
- 同一事象により2種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7、8及び9に規定する上肢(腕及び手)又は下肢(脚及び足)の後遺障害に対しては、一般のごとき後遺障害補償金は、補償金額の50%以下に限度とします。
- 前各項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

(入院見舞金の支払い)

- 第8条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は日常生活を送ることができなくなるまで、入院(医師による治療を必要とする場合において、自宅等での治療が困難な場合、病院内での治療を必要とする場合)において治療に専念することになります。以下この条において同様とします。した場合は、以下の各号(以下「入院日数」といいます。)に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。
- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数180日以下 20万円
 - ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき 40万円
 - ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 10万円
 - ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき 5万円
 - (2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数90日以上の傷害を受けたとき 10万円
 - ロ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
 - ハ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき 2万円
- 旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。
- 当社は、平常の業務に従事すること又は日常生活を送ることができない程度に傷害を受けたときは、入院見舞金を支払いません。
- 第10条 旅行者1名につき、入院見舞金及び通院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合は、その合計額を支払います。
- (入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特例)
- 第10条** 当社は、旅行者1名につき、入院見舞金及び通院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合は、その合計額を支払います。
- (入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特例)
- 第10条** 当社は、旅行者1名につき、入院見舞金及び通院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合は、その合計額を支払います。

- (2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数180日以上の傷害を受けたとき 20万円
 - ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき 10万円
 - ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
 - ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき 2万円
- 2 旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

当社は、入院見舞金1名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合は、その合計額を支払います。

(通院見舞金の支払い)

- 第9条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は日常生活を送ることができなくなるまで、入院(医師による治療を必要とする場合において、病院内では診療を受けず、医師の治療を受けたこと(往診を含みます。)をいいます。以下この条において同様とします。)した場合は、その日数(以下「通院日数」といいます。)が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。
- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 10万円
 - ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
 - ハ 通院日数7日以上7日未満の傷害を受けたとき 2万円
 - (2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 5万円
 - ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 2万円
 - ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 1万円
- 旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用装着した場合は、平常の業務に従事すること又は日常生活を送ることができなくなるまで、当該期間とみなすときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。
- 当社は、平常の業務に従事すること又は日常生活を送ることができない程度に傷害を受けたときは、通院見舞金を支払いません。
- 第10条 旅行者1名につき、入院見舞金及び通院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合は、その合計額を支払います。

(入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特例)

- 第10条** 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となった場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの(別表第3の1から、第1号に掲げるもの)のみを支払います。
- (1) 当該入院見舞金又は通院見舞金
 - (2) 当該入院見舞金(当社が入院見舞金を支払うべきものを除きます。)に当該入院日数を加えた額を入院見舞金とみなした上で、当該日数に対し当社が支払うべき通院見舞金

(死亡の認定)

- 第11条** 旅行者が搭乗する航空機若しくは船舶が航行不能となつた後、又は運送しからず死亡したとき、又は当社が死亡を認めないときは、航空運送若しくは船舶が航行不能となつた日又は遭難した日、旅行者が第1条の傷害によって死亡したものと推定します。
- (他の傷害等又は疾病の影響)
- 第12条** 旅行者が第1条の傷害を受けたとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を受けた後にその原因となった事故から発生した障害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第4章 事故の発生及び補償金等の請求の手続

(傷害程度等に関する説明等の請求)

- 第13条** 旅行者が第1条の傷害を被ったときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の同意を得たときは、死者の検案書又は死体検案書があります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらのために協力しなくてはなりません。
- 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当該の間に協力しない事由により第1条の傷害を被ったときは、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について、当社に対し、当該事故の日から30日以内で報告し、その原因を説明すること又は正当な理由なく前2項の規定に違反したとき又はその説明若しくは報告に同意しない旨を知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

(補償金等の請求)

- 第14条** 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当該前項の補償金請求書及びに掲げる書類を提出しなければなりません。
- (補償金請求書の提出)
- (1) 旅行者の戸籍簿本並びに法定相続人の戸籍簿本及び印鑑証明書
 - イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
 - ロ 旅行者の死亡診断書又は死体検案書
- (後遺障害補償金の請求)
- ロ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
 - ハ 傷害の程度を証明する医師の診断書
 - イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
 - ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書
- (入院見舞金請求書の提出)
- イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
 - ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書
- (通院見舞金請求書の提出)
- イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
 - ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書
- 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類
- 当社は、前項のいずれかの書類の提出を求めるときは、当該書類の一部の写本を認めることがあります。
- 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第1項の規定に違反したとき又は提出書類につき知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

(代位)

- 第15条** 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った損害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第5章 携持品損害補償

(当社の支払責任)

- 第16条** 当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって所持の身の回り品(以下「携持品」といいます。)に損害を受けたときは、本章の規定により、携持品損害補償金(以下「携持品補償金」といいます。)を支払います。

(携持品補償金の支払わない場合一その1)

- 第17条** 当社、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、携持品補償金を支払いません。
- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
 - (2) 旅行者と世帯を同じくする親族の故意。ただし、旅行者に携持品補償金を受け取るべき目的でなかつた場合は、この限りではありません。
 - (3) 旅行者の自甘行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
 - (4) 旅行者が法令に定められた運転資格を有しない、又は酒に酔って正常な運転ができない状態にある状態の自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
 - (5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
 - (6) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
 - (7) 携持品所有者の瑕疵。ただし、旅行者又はこれらに代わって携持品を管理する者が相当の注意をもっていても発見し得なかった瑕疵を除きます。
 - (8) 携持品所有者の自然の消耗、さび、かび、変色、むずみ、虫食い等
 - (9) 当社の外務局の相償金として携持品所有者の負担をなさない損害
 - (10) 携持品所有者が他の液体の流出。ただし、その結果として他の携持品に生じた損害については、この限りではあります。

(携持品補償金の支払わない場合一その2)

- 第17条の2** 当社は、旅行者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、携持品補償金を支払いません。
- (1) 反社会的勢力に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、又はその法人の経営に重要な関与をしていると認められること
 - (5) その反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(携持品対象品及びその範囲)

- 第18条** 携持品対象品は、旅行者が企画旅行参加中に携行するその所有の身の回り品に限ります。
- 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、携持品対象品に含まれません。
- (1) 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
 - (2) クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの
 - (3) 帳本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接または間接に記録されたものを除きます。)
 - (4) 船舶(ヨット、モーターボート及びカヌーを含みます。)及び自動車、原動機付自転車、自転車及びその付属品
 - (5) 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの
 - (6) 盗難、破損、コンタクトレンズその他これらに類するもの

(8) 動物及び植物

(8) その他当社があらかじめ指定するもの

(携持品及び携持品補償金の支払額)

- 第19条** 当社が携持品補償金を支払うべき損害の額(以下「携持品」といいます。)は、その損害が生じた時及び時における携持品対象品の種類又は携持品対象品を損害発生直前の状態に復するに必要な経費及び次条第3項の費用の合計額が10万円を超えない限り、当社は、その損害の額を10万円に引き下げて前項の規定を適用します。
- 第20条 旅行者は、携持品対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。
- (1) 直前の状況を確認すること
 - (2) 携持品所有者の同意を得たうえで携持品対象品を管理する者が相当の注意をもっていても発見し得なかった瑕疵を除きます。
 - (3) 携持品所有者の自然の消耗、さび、かび、変色、むずみ、虫食い等
 - (4) 携持品所有者が他の液体の流出。ただし、その結果として他の携持品に生じた損害については、この限りではあります。

(携持品の平等)

- 第20条** 旅行者は、携持品対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。
- (1) 直前の状況を確認すること
 - (2) 携持品所有者の同意を得たうえで携持品対象品を管理する者が相当の注意をもっていても発見し得なかった瑕疵を除きます。
 - (3) 携持品所有者の自然の消耗、さび、かび、変色、むずみ、虫食い等
 - (4) 携持品所有者が他の液体の流出。ただし、その結果として他の携持品に生じた損害については、この限りではあります。

- 第21条 携持品は、携持品対象品の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の携持品請求書及びに掲げる書類を提出しなければなりません。
- (1) 警察署又はこれに代わって前3項の事故証明書
 - (2) 携持品対象品の写真の提出を要する書類
 - (3) その他当社の要求する書類
- 旅行者が前項の規定に違反したとき又は提出書類につき記載に不実のことが表示し、又はその書類を偽造若しくは変造したとき(第三者が作成したものとみなす。同様とします。)
- 当社は、携持品補償金を支払いません。
- (携持品契約がある場合)
- 第22条** 携持品対象品に対しては、携持品対象品が有する損害賠償請求権は、当社が携持品補償金の額を超過する範囲内において第三者に移転しません。

(代位)

- 第23条** 当社が携持品補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して携持品賠償請求権を有する場合には、当該携持品が旅行者に支払った携持品補償金の額の限度内で当社に移転します。

別表第1 (第5条第1号関係)

山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)	リュック、ボブスレー、スライディング、ハンダグライダー、格闘、超軽量機銃(モーターガン)ボブスレー、マイクロナイト機、ウルトラライト機、格闘、ジョイロプレーン格闘その他これらに準ずる危険な運動
---------------------------------------	--

別表第2 (第7条第1項、第3項及び第4項関係)

1 眼の障害	
(1) 両眼が失明したとき。	100%
(2) 一眼が失明したとき。	60%
(3) 一眼的矯正視力が0.6以下となったとき。	5%
(4) 一眼的視野狭窄(さく)(正常視野の角度の合計の60%以下)となったときと認められること。	5%
2 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全失したとき。	80%
(2) 一耳の聴力を全失したとき。	30%
(3) 一耳の聴力が50センチメートル以上では通常の話声を解せないとき。	5%
3 鼻の障害	
鼻の機能に著しい障害を残すとき。	20%
4 その他、言語の障害	
(1) そしゃく又は言語の機能を全失したとき。	100%
(2) そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すとき。	35%
(3) そしゃく又は言語の機能に障害を残すとき。	15%
(4) 歯に五本以上の欠損を生じたとき。	5%
5 外装(ぼう) (顔面・頸部・頸(けい)部(い)部(う))の機状	
(1) 外装(ぼう)に著しい機状を残すとき。	15%
(2) 外装(ぼう)の障害(顔面においては径2センチメートルの瘻痕(はんこん)、長さ3センチメートルの瘻痕(はんこん)程度をいう。)を残すとき。	3%
6 背(せき)柱の障害	
(1) 背(せき)柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき。	40%
(2) 背(せき)柱に運動障害を残すとき。	30%
(3) 背(せき)柱に奇形を残すとき。	15%
7 腕(うで)関節(上(う)りょう)、脚(あし)関節(上(う)りょう)の障害	
(1) 一腕又は一脚を失ったとき。	60%
(2) 一腕又は一脚の三大関節中の一関節は二関節の機能を全失したとき。	50%
(3) 一腕又は一脚の三大関節中の一関節の機能を全失したとき。	35%
(4) 一腕又は一脚の機能を障害を残すとき。	5%
8 手指の障害	
(1) 一手の母指を指関節(指関節)以上で失ったとき。	20%
(2) 一手の母指の機能に著しい障害を残すとき。	15%
(3) 母指以外の一指を第二指関節(遠位指関節)以上で失ったとき。	8%
(4) 母指以外の一指の機能に著しい障害を残すとき。	5%
9 足指の障害	
(1) 一足の第一足指を趾(つま)り関節(指関節)以上で失ったとき。	10%
(2) 一足の第一足指の機能に著しい障害を残すとき。	8%
(3) 第一足指以外の一足指を第二趾(つま)り関節(遠位指関節)以上で失ったとき。	5%
(4) 第一足指以外の一足指の機能に著しい障害を残すとき。	3%
10 その他上部肢の一手指に著しい障害により終身自用を弁する可能性があること。	100%

注 第7号、第8号及び第9号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

別表第3 (第8条第2項関係)

- (1) 両眼的矯正視力が0.6以下になっていること。
 - (2) そしゃく又は言語の機能を失っていること。
 - (3) 両耳の聴力を失っていること。
 - (4) 両一腕の指関節(上)の上すべての関節の機能を失っていること。
 - (5) 一腕の機能を失っていること。
 - (6) 両脚関節の障害のうち一足の自由な歩行に、洗面等の起立動作に限定されていること。
 - (7) 神経系統又は精神の障害のため身体の自由が自由に失われ、拭面等の起居動作に限定されていること。
 - (8) その他上部肢の合併障害等のため身体の自由が自由に失われ、洗面等の起居動作に限定されていること。
- (注 第4号の規定中「以上」とは、当該身体より心臓に近い部分をいいます。)

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

東京都事登録旅行業第2-5606号

株式会社プリンスホテル自動車ファインツ